

「初診時・再診時選定療養費」について

2016年4月の診療報酬等改定により、「初期の治療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で、高度・専門治療は病院で行う」という医療機関相互の役割分担及び業務連携の推進を目的として、厚生労働省により制定された制度です。

このような目的を踏まえ、2016年4月1日から、当院では、他の医療機関等の紹介状なしに受診する場合は、原則として、初診時又は再診時に定額負担を患者さんにご負担いただくことになりました。

この制度に基づき、当院では初診時選定療養費、再診時選定療養費につきましては下記のとおりの料金として、別途、徴収させていただきます。

ご理解ご協力をお願いいたします。

※当院を受診頂く際は、かかりつけ医などの紹介状をご持参頂きますようお願い致します。

➤ 初診時選定療養費

患者さんが紹介状を持参せずに当院を受診される場合に、通常の診療費の他に別途ご負担いただく費用です。

7,700円（税込）

➤ 再診時選定療養費

症状が安定し、当院から他の医療機関へ紹介を行った患者さんが、引き続き当院での受診を希望される場合（紹介状なし）に、別途ご負担いただく費用です。

3,300円（税込）

※詳しくは当院のホームページをご確認下さい。

